

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

令和元年5月24日

秋田県監査委員 小松 隆 明
 秋田県監査委員 三浦 茂 人
 秋田県監査委員 高橋 洋 樹
 秋田県監査委員 川村 和 夫
 財 務 課 19
 平成31年4月19日

秋田県監査委員 柴田 正 敏
 秋田県監査委員 渡部 英 治
 秋田県監査委員 高橋 洋 樹
 秋田県監査委員 川村 和 夫
 様

秋田県知事 佐竹 敬 久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年3月20日付け監委-775で報告のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	由利高原鉄道株式会社	所管課名	交通政策課
監査年月日	平成31年1月22日		
(指摘事項) 財務諸表の附属明細書のうち貯蔵品棚卸表に残高の記載誤りがあったため、貸借対照表や損益計算書の数値にも影響が生じているので、今後は適正な会計処理に努めること。			
(所管課措置状況) 会計処理や事務処理に関する指導を徹底するとともに、適宜、確認を行ってまいります。			
監査箇所名	株式会社アルパートホテル小坂	所管課名	資源エネルギー産業課
監査年月日	平成31年1月22日		
(指摘事項) 指定管理に関する基本協定書で、毎年度県に提出するとされている業務計画書が提出されていないので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置状況) 資源エネルギー産業課と指定管理者（株）アルパートホテル小坂で、運営会議を実施し、両者協議の上、業務計画書の様式を定め、毎年、提出することとした。			